

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 伊藤クリニック

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2BF

(3) 設立認可年月日 平成 5年2月22日

(4) 設立登記年月日 平成 5年4月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	伊藤クリニック	4210162949	長崎県長崎市大橋町7番20号栄久ビル2BF	無し

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月20日令和6年度決算の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町7番20号 栄久ビル2BF

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	4,226	I 流 動 負 債	11,587
II 固 定 資 産	5,796	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	5,785	負 債 合 計	11,587
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	11	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	△ 11,565
		利 益 剰 余 金	△ 11,565
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	△ 1,565
資 産 合 計	10,022	負債・純資産合計	10,022

様式 4 - 2

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町 7 番 2 0 号 栄久ビル 2 B F

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	22,081
2 事業費用	23,078
本来業務事業損失	△ 997
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 997
II 事業外収益	49
III 事業外費用	
経常損失	△ 948
IV 特別利益	
V 特別損失	5,225
税引前当期純損失	△ 6,173
法人税等	71
当期純損失	△ 6,244

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 伊藤クリニック
所在地 長崎県長崎市大橋町 7 番 2 0 号 栄久ビル2B F

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	10,022 千円
2. 負 債 額	11,587 千円
3. 純 資 産 額	△ 1,565 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	4,226
B 固 定 資 産	5,796
C 資 産 合 計 (A + B)	10,022
D 負 債 合 計	11,587
E 純 資 産 (C - D)	△ 1,565

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ☒ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 伊藤クリニック
理事長 伊藤 年徳 殿

私は、医療法人 伊藤クリニックの令和 7 年会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 18 日

医療法人 伊藤クリニック

監事 伊藤 信一